

令和6年度危険物取扱者保安講習

1 受講対象者

危険物の製造所、貯蔵所又は取扱所において、危険物の取扱作業に従事する危険物取扱者。

2 受講期限

1	継続して危険物の取扱作業に従事している方 前回の講習を受けた日以後における最初の4月1日から3年以内に受講しなければなりません。 ※ 令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に受講した方 で、令和6年3月31日までに受講していない方は、 今年度が受講期限 となります。
2	新たに従事する方又は再び従事することとなった方 ※危険物の取扱作業に新たに従事することとなった日又は再び従事することとなった日から1年以内に受講しなければなりません。
3	上記2の方のうち、従事することとなった日前2年以内に免状の交付又は講習を受けている方 ※免状の交付日又は講習を受けた日以後の最初の4月1日から3年以内に受講しなければなりません。

3 講習の区分

講習区分	従事している危険物施設
A 給油取扱所	給油取扱所（移動タンク貯蔵所（タンクローリー）を含む）
B コンビナート	石油コンビナート等災害防止法に規定する特定事業所の危険物施設
C その他（一般）	上記以外の危険物施設

※ 移動タンク貯蔵所（タンクローリー）従事者は、A又はCで受講が可能です。

4 講習の日程

区分	日時	場所
給油取扱所	8月2日（金）13時00分から	岩国市愛宕町一丁目4-1 いわくに消防防災センター
	9月26日（木）13時00分から	
石油コンビナート等特定事業所	7月17日（水）13時00分から	
	8月30日（金）9時00分から	
一般取扱所	7月24日（水）13時00分から	
	9月5日（木）13時00分から	

5 受講申込手続

申 込 方 法	受講申請書に必要事項を記入の上、受講手数料（5,300円分の山口県収入証紙）を所定の箇所に貼付けて、岩国地区消防組合消防本部予防課、消防署、消防出張所等に提出してください。
受 付 期 限	受付は5月10日（金）から開始します。 なお、原則として、受講を希望される講習実施日の4週間前までに提出してください。 ただし、定員に限りがあります。定員に達すると受講できないことがありますのでご注意ください。

※ 新型コロナウイルスの感染状況や自然災害等により、講習日程を変更したり講習を中止したりすることがありますのでご注意ください。


6 オンライン講習の実施

通常の間面による講習受講が困難な方のために、今年度もオンライン講習を実施する予定ですが、現時点で実施時期等の詳細については未定です。

決まり次第、ホームページ等でお知らせします。（8月初旬の予定）

詳しくは、（一社）山口県危険物安全協会連合会のホームページでご確認ください。

7 問い合わせ

岩国地区消防組合消防本部予防課  0827-31-0196

（一社）山口県危険物安全協会連合会  083-923-7799